○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年11月11日

愛媛県南予地方局長　大﨑　陳洋

１　入札に付する事項

(1) 業務名

河応沖(８委)第 201 号　沖村堰公共嘱託登記委託業務

(2) 業務箇所

宇和島市吉田町河内　地内

(3) 業務概要

調査業務　一式　嘱託手続業務　１筆

(4) 業務期間

業務委託契約の成立の日の翌日から令和９年２月26日まで

(5) 予定価格

430,100 円（391,000 円（消費税及び地方消費税を除く。））

２　入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和８～10 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 入札をする日(郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日)から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア　愛媛県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士(土地家屋調査士法人の社員である者を除く。)又は土地家屋調査士法人で、この公告の公告日の前日から過去２年間に、土地家屋調査士法（昭和25年法律第 228号）に基づく処分を受けていない者であること。

イ　アに該当する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を構成員とする共同事業体であること。

ただし、単独で入札に参加する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に共同事業体の構成員として入札に参加すること及び土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に複数の共同事業体の構成員となり入札に参加することはできない。

ウ　愛媛県内に事務所を有する公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会

社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同事業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同事業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）。

(6) 不動産登記法（平成16年６月18日法律第123号）の規定による、官庁又は公署の嘱託登記に関する業務について、この公告の公告日の前日から起算して過去３年以内に、２回以上、誠実に履行を完了した実績（次に掲げる実績を含む。）を有していること。

ア　共同事業体の構成員としての実績

イ　公共嘱託登記土地家屋調査士協会の復代理人としての実績

ウ　土地家屋調査士法人の管理技術者としての実績

エ　入札参加者が法人の場合にあっては、法人の代表者自身が有する実績又は法人の代表者が有するア～ウの実績

３　入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、上記２（３）～（６）に掲げる入札参加資格を証明できる書類として、「入札参加資格確認資料」（以下「確認資料」という。）を入札書と併せて提出し、事前確認を受けなければならない。

(2) （１）の書類の提出方法

ア　提出期限

５（１）「入札書の提出期限」に同じ

イ　提出方法

８（５）に掲げる場所へ、入札書と併せて**郵送**（日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。以下同じ。）又は**持参**により提出すること。

ウ　提出された（１）の書類は、返却しない。

(3) 事前確認において、入札参加資格がないとした者については、入札書を無効とし、開札しない。

(4) 商号又は名称、住所、代表者の職名、氏名に変更があり、入札参加資格の変更手続きが未了の者は、速やかに手続きに着手するものとし、この場合において、変更手続きの届出が確認できないときは、入札書を無効とし開札しない。

４　入札説明書の交付等

(1) 交付期間

令和８年 11 月 11 日（水）から令和８年 11 月 27 日（金）までの受付時間中（休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条に規定する県の機関の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までをい

う。以下同じ。）

⑵ 交付場所

８（５）に掲げる場所

⑶ 交付書類

ア　入札説明書

イ　質問書（様式第２号）

ウ　確認資料（様式第３号及び様式第３号別紙）

エ　入札（契約）保証金免除申請書（様式第４号）

オ　入札書（様式第５号）

カ　その他発注者が必要と認めるもの

⑷ 設計書等の貸与及び閲覧

ア　図面、数量計算書及び仕様書等については、（１）の期間中に、設計書等貸与（閲覧）申請書（様式第１号）を８（５）に掲げる場所に提出した者に対して、（１）の期間内において、原則として、７日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

イ　前項の７日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

ウ　貸与及び閲覧は、申請の先着順とする。

エ　入札に参加を希望する者は、設計書の貸与を受け、又は閲覧したうえで入札しなければならない。

⑸ 設計図書等について質問がある場合には、質問事項を記載した書面を令和８年11月19日（木）までの受付時間中に、８（５）に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。なお、質問事項を記載した書面においては、質問者を特定できる内容を記載しないこと。

⑹ （５）の質問に対する回答は、令和８年11月20日（金）から令和８年11月27日（金）まで、愛媛県のホームページにおいて公表する。

５　入札及び開札

⑴ 入札書の提出期限

令和８年11月27日（金）午後５時15分まで

⑵ 開札の日時

令和８年11月30日（月）午前10時30分

⑶ 開札の場所

愛媛県宇和島市天神町７番１号　愛媛県南予地方局５階　会議室

⑷ 入札書の提出方法

（１）の期限までに８（５）に掲げる場所へ**郵送**又は**持参**により提出すること。

⑸ 入札方法

ア　入札回数は、１回とする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

この公告の業務の入札においては、最低制限価格制度を適用する。

6　落札者の決定方法

(1) 愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託最低制限価格制度実施要綱（平成25年３月27日制定）第３条第１項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうちで最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) （１）の開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、その者が開札に立ち会っている場合はその者が、立ち会っていない場合は入札事務に関係しない職員がくじ抽選を行い、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対し書面により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、落札者の決定後、愛媛県ホームページにおいて公表するものとし、当該公表をもって落札者以外に対する落札者決定の通知に代えるものとする。

7　入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) ３（３）において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、地方局長に対して書面により説明を求めることができる。この場合、令和８年12月９日（水）までの受付時間中に当該書面を持参により提出しなければならない。

(3) （２）の書面を提出した者に対する回答は、令和８年12月23日（水）までに、書面により行う。

(4) （２）の書面の提出先は次のとおりとする。

８（５）に掲げる場所

8　その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札に際しては、入札金額の100分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札（契約）保証金免除申請書（様式第４号）を発注者に提出し、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ　契約に際しては、請負代金額の10分の１以上の契約保証金を納付しなければな

らない。ただし、上記アのただし書きにより入札保証金を免除された者については、規則第154条の規定に該当すると認め、契約保証金の納付を免除する。

ウ　アの提出方法

３（２）の提出方法と同じ

(2) 入札の無効等

次に掲げる者が提出した入札書は無効とする。

ア　入札参加資格を有しない者

イ　３（１）の書類に虚偽の記載を行った者

ウ　３（４）により変更の内容が確認できない者

エ　４（４）の設計書の閲覧を行っておらず貸与も受けていない者

オ　８（１）の保証金の納付額が所定の額に達しない者

カ　愛媛県建設工事入札者心得（電子入札に係る規定を除く。）に違反した者

キ　入札に関する条件に違反した者

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が２に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県南予地方局農林水産振興部農村整備課

〒798-8511

愛媛県宇和島市天神町７番１号

電話番号　　0895（22）5211（内線324）

ＦＡＸ番号　　0895（23）3527

電子メール　　nan-nosonseibi@pref.ehime.lg.jp

(6) その他

詳細は、入札説明書による。